

令和 3 年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）

（単位：千円）

歳 入	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比	
			増減	(%)
01 国民健康保険税	2,026,086	1,911,384	△ 114,702	0.94
一般被保険者	2,024,571	1,909,868	△ 114,703	0.94
退職被保険者等	1,515	1,516	1	1.00
02 国庫支出金	766	1	△ 765	0.00
03 療養給付費等交付金	1	0	△ 1	0.00
04 県支出金	6,153,410	6,143,105	△ 10,305	1.00
06 繰入金	504,439	602,221	97,782	1.19
一般会計繰入金	498,850	515,910	17,060	1.03
法定				
保険基盤安定	368,841	377,113	8,272	1.02
職員給与費等	83,447	91,619	8,172	1.10
出産育児一時金等	19,600	19,600	0	1.00
国保財政安定化支援	26,962	27,578	616	1.02
法定外				
その他	0	0	0	-
基金繰入金	5,589	86,311	80,722	15.44
07 繰越金	1	1	0	1.00
08 諸収入	39,597	38,088	△ 1,509	0.96
合 計	8,724,300	8,694,800	△ 29,500	1.00

（単位：千円）

歳 出	令和 2 年度	令和 3 年度	当初予算	
			増減	(%)
01 総務費	56,443	54,971	△ 1,472	0.97
02 保険給付費	6,066,428	6,065,772	△ 656	1.00
03 国民健康保険事業費納付金	2,470,158	2,448,056	△ 22,102	0.99
04 共同事業拠出金	5	5	0	1.00
05 保健事業費	118,803	111,584	△ 7,219	0.94
06 公債費	1	1	0	1.00
07 諸支出金	9,462	11,411	1,949	1.21
08 予備費	3,000	3,000	0	1.00
合 計	8,724,300	8,694,800	△ 29,500	1.00

被保険者数推移

（単位：世帯・人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (12月末)	令和3年度 (見込み)
世帯数	13,802	13,463	12,989	12,889	12,714
一般被保険者数	22,283	21,390	20,469	20,051	19,786
退職被保険者数	137	26	1	0	0
合 計	22,420	21,416	20,470	20,051	19,786

国保税徴収率推移

（単位：%）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度 (12月末)	令和2年度 (12月末)
現年課税分	90.3	90.6	89.7	64.5	65.5
滞納繰越分	18.2	18.3	18.4	14.4	15.8
合 計	65.4	65.5	66.5	48.1	49.9

国民健康保険事業財政調整基金の状況

（単位：千円）

	令和元年度末	令和元年度決算 余剰金積立額	令和 2 年度取崩	令和 2 年度末
国民健康保険事業財政調整基金	16,441	81,989	1,400	97,030

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)歳入

(単位：千円)

		事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
国民健康保険税	一般被保険者	国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分からなります。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、税率・税額は令和2年度と同率・同税額で、また、所得の減少割合をリーマンショック時の割合を参考に5%と見込み、現年度の収納率は90.6%で見込み算定しております。	2,024,571	1,909,868	△ 114,703
	退職被保険者等	過年度の国民健康保険税です。なお、退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から現年分の予算計上はありません。	1,515	1,516	1
		小計	2,026,086	1,911,384	△ 114,702
国庫支出金		災害等に伴う国民健康保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の免除の特例措置に対する補助金です。現段階では補助金の対象となるものではありませんが、補助金の対象となる事例に対応するため予算計上しております。	766	1	△ 765
療養給付費等交付金		退職被保険者等に係る療養給付費と退職被保険者から収納した保険税との差額について交付されるものです。退職被保険者等に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から予算計上はありません。	1	0	△ 1
県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）	普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて都道府県が費用の全額を国費や市町村からの事業納付金などにより補てんする交付金です。	6,030,528	6,029,772	△ 756
	保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援制度交付金として交付を受けております。この交付金は、保険者（市）における医療費適正化や、医療保険加入者の予防・健康づくりの推進などの保健事業等に対する取り組み状況の評価により交付されるものです。	33,842	42,605	8,763
	特別調整交付金（市町村分）	特別な事情による財政負担の増加等に対して交付されるものです。	10,186	9,362	△ 824
	都道府県繰入金	都道府県内の市町村の特殊な事情に応じた調整のために活用される繰入金で、「医療費適正化に関する事業」、「保険料（税）適正賦課および収納率に関する事業」等県が指定する事業項目の取り組みを評価して交付されるものです。	50,545	41,000	△ 9,545
	特定健康診査等負担金	特定健康診査および特定保健指導の実施に係る経費のうち国・県がそれぞれ1/3相当額を負担するもので、県から国負担分を合わせた2/3相当額を交付されるものです。	28,309	20,366	△ 7,943
		小計	6,153,410	6,143,105	△ 10,305
繰入金	保健基盤安定繰入金	低所得者に対する保険税軽減相当額を、国・都道府県が補てんする保険税軽減分（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）と保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援分（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）により構成される一般会計からの繰入金です。	368,841	377,113	8,272

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)歳入

(単位：千円)

		事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
繰入金	職員給与費等 繰入金	電算処理に要する経費および保険証などの郵送料等、国民健康保険事業における事務費に係る繰入金です。	83,447	91,619	8,172
	出産育児一時金 繰入金	出産育児一時金は、1子404,000円に産科医療保障制度加入分の16,000円を加算した420,000円を支給しています。国の地方財政計画において、一般会計から出産育児一時金の3分の2に相当する額を繰り入れる制度となっています。	19,600	19,600	0
	国保財政安定化 支援繰入金	保険者の責めに帰することができない特別な事情「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」「病床数が多いこと」などに着目して繰入れられるものです。	26,962	27,578	616
	財政調整基金繰 入金	国民健康保険事業財政調整基金から国民健康保険特別会計に繰入れるものです。国民健康保険税及び交付金等で歳出を賄いきれない時に繰入れます。	5,589	86,311	80,722
	小 計			504,439	602,221
前年度繰越金		令和2年度からの繰越金です。令和2年度の余剰金が確定していないため、最低限の予算としています。	1	1	0
諸収入	一般被保険者延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税（一般被保険者）に係る延滞金です。	11,000	11,000	0
	退職被保険者等延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税（退職被保険者等）に係る延滞金です。	3	10	7
	一般被保険者加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の徴収金に係る加算金です。	1	1	0
	退職被保険者等加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の徴収金徴収金に係る加算金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
	預金利子	現金還付用普通預金に係る利子です。	1	1	0
	健康診査受託料	後期高齢者医療制度加入者に実施する健康診査に係る委託料および事務経費の受託料で、千葉県後期高齢者医療広域連合から納付されるものです。	25,079	23,969	△ 1,110
	一般被保険者第三者納付金	第三者行為による医療給付費損害賠償金です。	2,000	2,000	0
	退職被保険者等第三者納付金	第三者行為による医療給付費損害賠償金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
一般被保険者返納金	国民健康保険の資格を喪失した後に受診した医療費の返納金です。	1,000	1,000	0	

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)歳入

(単位：千円)

		事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
諸 収 入	退職被保険者等 返納金	国民健康保険の資格を喪失した後に受診した医療費の返納金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
	雑入	会年度任用職員の雇用保険料等を見込んでいます。	510	104	△ 406
			39,597	38,088	△ 1,509
合 計			8,724,300	8,694,800	△ 29,500

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案) 歳出

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
総務費	内部管理事業	継続	国民健康保険事業の運営に係る事務的経費で、被保険者証等の発送、資格・給付を管理するための電算処理事務や柔道整復療養費点検、海外療養費再翻訳等の委託を行います。 ・適用適正化調査票送付予定件数 500件 ・レセプト点検予定数 372,000件 ・柔道整復施術療養費支給申請書点検予定数 6,500件 ・あはき療養費支給申請書点検予定数(新規) 360件	29,832	30,330	498
	連合会負担金事業	継続	国民健康保険事務を円滑に実施するため、千葉県国民健康保険団体連合会の運営費として均等割負担金と事務費割負担金を支出するものです。	2,729	2,550	△ 179
	国保税賦課徴収事業	継続	国民健康保険税を適正に賦課徴収するための電算処理業務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理業務及び収納業務を行います。	23,636	21,845	△ 1,791
	国保運営協議会事業	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療や被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。 ・開催予定回数 3回	246	246	0
	小計				56,443	54,971
保険給付費	一般被保険者療養給付費事業	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	5,260,600	5,224,400	△ 36,200
	退職被保険者等療養給付費事業	継続	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	1,366	100	△ 1,266
	一般被保険者療養費事業	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	43,300	42,100	△ 1,200
	退職被保険者等療養費事業	継続	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	10	10	0
	審査支払手数料事業	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。	14,000	14,000	0
	一般被保険者高額療養費事業	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	710,000	748,000	38,000
	退職被保険者等高額療養費事業	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	300	10	△ 290

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案) 歳出

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
保険給付費	一般被保険者高額介護合算療養費事業	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	500	700	200
	退職被保険者等高額介護合算療養費事業	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	1	1	0
	一般被保険者移送費事業	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	450	450	0
	退職被保険者等移送費事業	継続	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	1	1	0
	出産育児一時金事業	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金420,000円を支給します。 ・支給予定件数 70件	29,400	29,400	0
	葬祭費支給事業	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 ・支給予定件数 130件	6,500	6,500	0
	小計				6,066,428	6,065,672
傷病手当金支給事業	傷病手当金支給事業	新規	国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。	0	100	100
				小計		
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	継続	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者医療給付費分として支出します。	1,639,602	1,576,415	△ 63,187
	退職被保険者等医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	継続	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等医療給付費分として支出します。	2,596	2,272	△ 324
	一般被保険者後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	継続	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出します。	628,389	612,893	△ 15,496

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案) 歳出

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
国民健康保険事業費納付金	退職被保険者等後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	継続	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等後期高齢者支援金等分ですが、退職被保険者等に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から予算計上はありません。	1	0	△ 1
	介護納付金分国民健康保険事業費納付金事業	継続	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、介護納付金分として支出します。	199,570	256,476	56,906
	小 計			2,470,158	2,448,056	△ 22,102
共同事業拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	5	5	0
	小 計			5	5	0
保健事業費	保健事業費一般事業	継続	医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療に役立てるための人間ドック助成事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業を行います。 ・人間ドック助成予定件数 950件 ・医療費通知送付予定件数 17,000通×3回 ・ジェネリック医薬品利用差額通知送付予定件数 1,000通×2回	37,798	33,361	△ 4,437
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 ・集団健診受診予定者数 5,600人 ・個別健診受診予定者数 2,900人	81,005	78,223	△ 2,782
	小 計			118,803	111,584	△ 7,219
公債費	公債費	継続	国民健康保険特別会計の歳計現金に不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	1	1	0
	小 計			1	1	0
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	8,031	10,000	1,969
	退職被保険者等保険税還付金	継続	過年度に賦課し納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	200	200	0
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	1,000	1,000	0

令和3年度 四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案) 歳出

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	令和2年度	令和3年度	比較
諸支出金	一般被保険者保険税還付加算金	継続	納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	200	200	0
	退職被保険者等保険税還付加算金	継続	納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	30	10	△ 20
	延滞金	継続	千葉県国民健康保険団体連合会等に対し、支払が遅れた場合に支払います。	1	1	0
	小計			9,462	11,411	1,949
予備費	予備費	継続		3,000	3,000	0
	小計			3,000	3,000	0
合計				8,724,300	8,694,800	△ 29,500

令和3年度四街道市国民健康保険事業計画(案)

1. 基本方針

市町村が運営する国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化に伴い、一人当たり医療給付費の増加が続いています。このような背景のもと、広域化により国保財政の責任主体となった千葉県から令和3年度の事業費納付金と標準保険料(税)率が示されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少等を考慮し、令和3年度の保険税率については、県の示した標準保険料(税)率に沿う形ではなく、据え置きといたしました。

制度運営において、重要な役割を担う徴税分野では市税等収納向上対策本部との協働を基調にし、国民健康保険税の収納率向上を目指していきます。

歳出では特定健康診査の受診勧奨や特定保健指導を推進するとともに、関係機関と連携の下、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、将来の医療給付の減少に努めます。また、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施するなど被保険者自らの経費節減への関心を高めてもらうことによって、医療費の適正化を図っていきます。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策事業の推進
- (2) 国保税収納率向上対策事業の推進
- (3) 医療費適正化対策事業の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発事業の推進

3. 具体的な対応策

- (1) 適用適正化対策事業の推進

- ① 被保険者資格の適正化について〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

② 居所不明被保険者の実態調査について〈3月〉

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の調査票を作成し、実態を鑑みながら職権による被保険者資格の削除等を講じる。また、住民基本台帳担当課との連携を重視し調査を行った結果、住民登録の職権削除に繋げる。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施について〈11月〉

擬制世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備について〈通年〉

国保税の徴収業務について、総務部収税課と連携し、徴収業務の一元化に向けた準備を行う。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付について〈通年〉

滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。

③ 口座振替の促進について〈通年〉

口座振替利用の積極的な勧奨を行う。

④ 納付環境の整備〈通年〉【新規】

現在、口座振替、コンビニ支払い、銀行、郵便局での窓口支払いのみだが、**スマートフォン決済による支払いを可能とする。(令和3年4月より導入予定)**

(3) 医療費適正化対策事業の推進

① レセプト点検の充実について〈毎月〉【新規】

医療機関等のレセプトや、柔道整復施術療養費支給申請書に係る支給申請書の内容や資格を二重点検、審査をし、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求、不当利得等の請求を行う。

また、令和3年度より新たにあはき(あん摩マッサージ・はり・きゅう)療養費に係る支給申請書の内容や資格の二重点検を実施する。

② 医療費通知について〈9月、1月、3月〉

医療費の内訳を被保険者に通知する。

③ジェネリック医薬品利用の促進について〈8月、2月〉
ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。

④第三者行為による給付に対する求償について〈7月、11月、1月、3月〉
交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、第三者行為が疑われるレセプトの抽出を毎月行い、給付発生原因を調査し、第三者行為と認められたものについては、適正に求償を行う。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進について〈通年〉
平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 短期人間ドックの助成事業について〈通年〉
生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の一部助成（最大25,000円）を行う。

③ 保健指導事業の推進について〈通年〉
健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉
市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、財政状況、疾病予防などについての周知を行う。